

# 鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第26回／家裁第27回)

## 1 開催日時

平成28年11月17日（木）午後1時30分から午後3時まで

## 2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

## 3 出席者

(地裁委員) 廣谷章雄（委員長），石井佳世，植之原邦彦，川崎聰子，木下慎吾，  
實吉国盛，福澤純治，宮之原里佳

(家裁委員) 廣谷章雄（委員長），阿部純一，内田大介，内山恵一，小田裕徳，川  
田雅子，馬場竹彦，春口大志，宮寄秀典

(五十音順)

## 4 議事

(1) 自己紹介

(2) テーマ

地裁委員会及び家裁委員会合同開催

「災害等発生時における裁判所の危機管理態勢について」

(3) 議事

別紙のとおり

(4) 次回期日

平成29年5月18日（木）午後1時30分から午後3時00分まで

(5) 次回テーマ

未定

(別紙)

## 地裁委員会及び家裁委員会合同テーマ「災害等発生時における裁判所の危機管理態勢について」の質問・意見交換

### 1 「災害等発生時における裁判所の危機管理態勢について」

#### 概要の説明

鹿児島家庭裁判所総務課長 松永英雄

#### 2 質疑

##### (1) 桜島大噴火時における初動訓練について

(委員長)

昨年、今年と2回に渡って、桜島の噴火がおきた当初の対応としての初動訓練を実施しているところであるが、桜島の噴火ということを考えると、初動だけでなく1メートル位火山灰が積もることも考えられることから長期的スパンでの対応を考えていかないといけないということも出てくる。委員の方々それぞれ、職場等や個人として桜島の噴火に備えて何らかの対応をされていると思うが、職場等での対応で参考となるようなことがあればお聞かせいただきたい。

(委員)

昨日、学校において、防火訓練をしたところであるが、今の説明を聞いて2点程、疑問点があったのでお聞きしたい。1点目は、避難場所はどこに決めているのか、最終的に職員はどこに避難するのか。2点目は、裁判中や審理中に桜島が噴火し、火砕流、火山礫が降り注いできた場合に、傍聴人や被告人等の避難誘導はどのようにするのか、避難経路、避難誘導、避難場所についてお聞きしたい。

(委員長)

昨日の防火訓練では、最終的にどこに避難されたのか。

(委員)

家庭科室で出火したことを想定した避難経路を通って、最終的にグラウンド

に避難した。

(説明者)

今回、2度目の桜島の大噴火の訓練については、庁内にいる方をどこに誘導するのか、地下の来庁者をどの階の職員が緊急時を伝える呼びかけに行くのか、2階の法廷で裁判が行われていた時は何階の職員が2階まで降りていって緊急時を伝えるのかといったことは決めていた。地震と桜島の噴火ということで火災を想定していない訓練であり、出入り口を封鎖して、外に出ないようにしていただくという方法で訓練を実施したが、多くの来庁者等がいる場合に、1階の入り口ホールが集合場所としていいのか、2階にも少し広めのホールがあるのでそこがいいのか、6階の会議室に上がってもらうのがいいのかといったことは、詳細には決まっていないので、今後検討していくことになる。今回の訓練は、火災を想定しない訓練だったので、外に出ないようにした訓練だったが、以前、火災を想定した訓練をした場合は、外の駐車場を避難場所として避難訓練をした。

(委員長)

裁判中の対応としては、どのようにになっているのか。

(説明者)

民事事件の場合は、一緒に避難することで計画していたが、刑事事件の場合は、刑務官の方が、どういうルートを取って避難するのかということもあるので、実際に身柄が拘束されている方がいる場合は、今後、検討していく課題だと考えている。

(委員長)

委員の質問は、刑事事件を想定しての質問だと思われるが、身柄が拘束されている時は、その他の機関との連携も必要となるので、これについては今後の検討課題である。

(委員)

当社（新聞社）では、本社機能が麻痺した場合のマニュアル作りをしており、本社機能が麻痺したと想定した場合は、鹿児島市近郊の霧島総局を拠点として新聞の製作を考えている。また、宮崎日日新聞、熊本日日新聞と協定を結んで新聞印刷ができないという状況にならないようにしている。そのような場合、霧島総局で対応できるように食糧を搔き集めていくこととしている。裁判所では建物を封鎖して、1階ロビーや6階を避難場所として考えているということだが、来庁者及び関係者を含めて食糧品や非常用品の対応について、どのように考えているのか。

（説明者）

非常用の食糧を備蓄して対応できるようにしている。

（委員長）

熊本地震の時も、裁判所近辺の住民の方がたくさん避難されてきたので、どのくらいの人数を想定して、どのくらいの量を備蓄しないといけないかを検討しなければならないと考えている。

（委員）

検察庁においては、一般の人は、ほとんど出入りすることはないので、一般の人が来られるときは、どこに来庁者がいるか、誰に会いに来ているかが特定されていることから、裁判所と違って、不特定多数の人をどのように誘導するかなどの問題はない。

（委員）

大学でも避難訓練はするが、桜島の噴火を想定した訓練ではなく、火災訓練が多く、避難場所はグラウンドとしている。

まず、一番目に学生を避難させないといけないことがあるし、外部の方が相談に来られる施設があるので、カウンセリング中に火災が起きたことを想定した避難訓練をよく行っている。最近は、身体障害者の方をどのように避難させるかといったことが特に重要であり、例えば、車椅子の方がいた場合に

は、担当のスタッフが、その車椅子の方を避難場所まで連れて行く訓練や、とっさのときに階段をどのように降りるかといった訓練など、役割を決めて対策をしている。また、市民相談センターの個人情報というものがあって、そのカルテとか守秘義務があるものが多く、カルテを作成している時、または、パソコンに入力している最中に地震が起きた時に、個人情報の保護をどのようにするかといった議論が結構あって、第一は人命が優先で、その後に個人情報の保護をしっかりと取り扱えるように役割を決めているところであるが、裁判所の方では何か対策をされているのか。

(説明者)

個人情報の保護の観点では検討中と言わざる得ないところである。

今年の4月1日から発達障害者支援法が一部改正され、裁判所では障害者への対応要領を定めて、要介護者への対応をどのようにするかといったことを検討しているところであるが、この点に関しても、今回の訓練の中で明確に障害者の方がいた場合、職員がどのように対応するのかといったことを想定しての検討を事前に少し行ったが、実際の訓練の中に取り込めなかつたので、どのような役割をどの職員が担当するのかといったことを、今後は検討したい。

(委員)

学校でも指導要領といった個人情報があり、生徒に関する重要な情報の書類がある。裁判所でもパソコン内に重要な情報や、ペーパーとして重要な個人情報が金庫等に残って保存している場合に、個人情報を運び出す係は決まっているのか。通常は、搬出係を決めて非常持ち出しのラベルを貼って、災害時に絶対にこれだけは持ち出すべきものとしているが、裁判所はそのような重要なものの持ち出しはどのようにするのか。

(説明者)

避難する際は自分のパソコンは閉じて、避難することが第一で、紙ベースで保存しているものがあっても、もともと持ち出せないようになっている。重要

なもので持ち出し可能なものについては、持ち出し物リストを作成し、前もつて、誰が何を持ち出すのかを決めて、チェックできるようにしている。

(委員長)

記録もかなり沢山あると思うが、災害時はそれをどのようにするのか。

(説明者)

かなり膨大な量の記録があるが、災害時に津波とか火砕流が発生したときにそれを運び出して避難することは非常に難しい。東北の大震災では津波が発生したため、緊急に避難しないといけないところではあったが、記録を一番上段に棚上げしたと聞いた。桜島が噴火した時でも記録を棚上げすることしかできないのではないか。

(委員)

災害時に裁判所が機能しなくなり、当事者等が裁判所に来れないといった状況になった場合の、当事者等への連絡を取る方法はかなり難しいと思うが、当事者等もかなり危険な状態であったとしても裁判所に行かないといけないと思う当事者等に対し、連絡する方法としていい対策はあるのか。

(説明者)

災害時における業務継続計画を立てており、裁判の期日の変更を、誰がどのようにするかといったことや主体的に誰がやるのかといったことの業務継続計画は立てている。しかし、どのような方法で連絡を取るかといったことまでは定めていない。

(委員長)

裁判所から当事者等に電話をかけようとしても、相手方から電話をかけようとしても災害時には連絡を取る方法がないのではないか。何かいい方法はないだろうか。

(説明者)

熊本の災害時には、ホームページに掲示した。ラジオ放送で連絡する方法も

あるのではないか。

## (2) 加害行為発生時における訓練

(委員長)

裁判所で加害行為が発生したと想定した訓練の一部分を御覧になった感想や、  
そうした状況が生じた場合に裁判所職員に期待すること、また、皆さんの職場  
でも同じような訓練をされているところもあると思うが、その紹介や意見等をお聞かせいただきたい。

(委員)

危機管理をいうものを持っていないといけないとは思っている。

私どもの職場でも、不当要求だったり、自分の思いと違う形の結論に至った時に加害行為になると思うので、まずは、相手の話を聞く、そして必ず、最初の面談の段階から面談者的人数以上の人数で対応することを基本に、面談内容の録音をするようにしている。少しでも大声をあげる人がいた場合には、それ専門の部門があり、そこに早めの対応をお願いするようにしているし、警察のO Bの職員を配置して対応してもらうようにしている。時には杖を持った方が来られることもあり、杖が武器にならないように、落ち着いて面談者を觀察し、武器になるようなものを遠ざけるようにしている。

(委員)

銀行ではすべてマニュアル化されているが、以前に比べるとそのような方は少なくなり、直接、財務局、金融庁に行くようになった。窓口に来られた方で大声をあげた方がいた場合、まずは、他のお客様を逃がすことであり、行員は役割分担があるものの深追いはしないようにしている。また、少しでも時間を稼ぐようにしている。

(委員)

裁判所では感情的になる人や興奮される方が多いし、一般の官庁と比較する

とそのようなリスクも大きいのではないかと思う。先程の市役所のように警察のO.Bの方がいたり、事務官の方にも対応に慣れるための訓練は必要なことであると思うし、裁判所の中でも事件が起きたところがあつたりするので、対応に慣れた方を配置することが必要ではないか。トラブルを抱えた方が来られる裁判所よりは、弁護士会の職員の危険は小さいが、ガードマンの方に来てもらひ警備してもらったケースがあった。

また、弁護士会の職員は人数が少なく、以前は女性のみで不安を覚えるということもあったため、最近は男性職員も採用している。

(委員)

桜島の噴火による場合も加害行為の場合でも、どちらも初動訓練は大事なことであるが、激高した当事者を静止する職員に不満をもった当事者等の不満の受け方等について、興奮を抑えるための初動や心理的対応などをマニュアル化すれば当事者等が加害者になることも少なくなると思う。災害が発生した時に避難するまではいいが、その後の行動によっては命を落とすことも考えられる。噴火がおきた場合は外に出ない方が安全ではあるが、その後、出火した場合に、どのように誘導するのかといった情報の伝達も重要である。

(委員)

津波が発生した時には、高いところに避難した方がいいし、噴石が降ってきたときは建物の中に避難するのが安全である。今、自分がどのような状況にいて、どのような避難行動をとらなければならないかといった情報が大事である。